

京都市告示第383号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館を臨時に開館します。

平成21年12月28日

京都市長 門川大作

臨時に開館する日 平成21年1月3日（日）

（美術館）